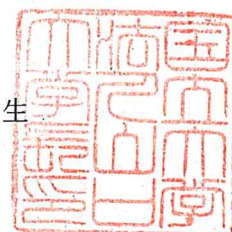


令和5年11月29日

山口大学教職員組合  
執行委員長 三原 敏秀 殿

国立大学法人山口大学  
学長 谷澤 幸生



学年歴の変更による授業時間の変更について（回答）

2023年10月13日付けでご質問のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

## 学年暦の変更による授業時間の変更について(回答)

### (質問1)

そもそも山口県立大学の授業開始時間に合わせるとする特段の理由はあるのか。

### (回答1)

本学は、令和4年度大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に採択された。この事業を実施するにあたり、山口大学・山口県立大学・山口学芸大学の3大学で令和4年12月6日に設立した「一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム」が令和5年3月24日付けで大学等連携推進法人として文部科学大臣の認定を受けている。

このコンソーシアムでは、3大学共通のプログラム「SPARC 教育プログラム」を実施することとしており、SPARC 教育プログラムの授業(連携開設科目)を実施するにあたっては、個々の大学で不足しているリソースを他大学のリソースで相互補完することとしている。

連携開設科目の授業は、1つの講師大学に3大学の学生が直接またはオンラインで受講するため3大学同じ時間で実施する必要がある。教員が自大学で行う授業と、この連携開設科目の授業をスムーズに接続できるようにするため、コンソーシアムに設置されている「連携教育プログラム委員会」に於いて、授業の時間は3大学で統一したほうが望ましいとの結論に至った。

統一にあたっては、現在のそれぞれの大学の1コマ目について、山口大学は8:40スタート、山口県立大学は8:50スタート、山口学芸大学は9:00スタートとなるが、山口学芸大学から同大学の学生は県内から通学する学生が多いため、今の時間より20分早くなる8:40スタートに合わせるのは困難である。8:50スタートであれば学内調整ができるとの申し入れがあったため、本学が10分後ろ倒しすることとし、結果的に県立大学の授業時間と一致することとなった。

### (質問2)

授業時間が現行より遅い時間に変更されることは、たとえ10分であっても労働時間の変更であるうえに時間外労働発生の可能性が拡大しかねない。これは労働条件の変更であり、組合に対して事前の説明・協議が必須であるが、この問題については山口大学から一切の説明が行われていない。

### (回答2)

労働条件の変更という認識はなかったが、指摘のとおり10分であっても労働条件の変更であると考えられるため、以後同様の事案があれば説明をさせていただく。時間外労働発生の懸念については、教員の多くは裁量労働制であり、授業時間の変更により時間外労働が増えることはないと考えている。授業担当を主とする教員などの一部の裁量労働制以外の教員や、授業時間に応じて勤務時間が設定されている職員については、それぞれ変更後の授業時間帯に応じた勤務時間を設定する予定であり、恒常的な時間外勤務は発生させない予定である。

### (質問3)

この授業時間の変更は、3大学における単位互換を容易にし推進するための措置であると聞かすが、3大学共通のリモート授業等の活用が進めば、将来的には教員のいっそうの人員削減を可能とし、人件費削減の方策となりはしないか。

### (回答3)

教員の人員削減が目的ではなく、3大学がそれぞれの強みや特色を活かし、人的・物的リソースを相互に補完することにより、教育機能の強化のための事業を連携して実施し、地域との共創によって、地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与することを目的としたものである。不足リソースの相互補完であり、代替ではないため人員削減へつながるとは考えていない。

(質問4)

学生・教職員で公共交通機関を利用している者も一定数あると思われるが、たとえば吉田地区の場合、中国 JR バスの「山口大学前(防府駅行き)」発車時刻が 19 時 35 分であるため、19 時 30 分の授業終了では利用することが難しい。その他の防長交通 2 路線も発車までわずかな時間しかなくなる。JR 山口線の湯田温泉発津和野方向は 19 時 44 分発のため乗車は困難である。宇部地区も含めてこうした問題についての対応は可能であるのか。

(回答4)

公共交通機関の時刻は今後随時変更されるものであるが、関係機関への説明を行い、配慮をお願いする。

(質問5)

11・12 時限授業担当教員の帰宅・夕食時間は不規則にならざるを得ないという実情にあるが、それが毎週 10 分とはいえさらに遅くなることによって健康(精神的あるいは肉体的)や育児・介護等にマイナスの影響をもたらすことが予想される。

(回答5)

2023 年度において 11,12 時限に開講されている授業は少なく、影響は限定的と考えられるが、必要に応じて、各部局に対して事情を持った教員が 11,12 時限に開講する授業を担当しなくてもいいよう、各部局に配慮依頼を行っている(質問 6 と同じ)。

(質問6)

育児中の教職員にとっては、9・10 時限の終了時間の変更(17 時 50 分)が大きく影響しかねない。学童保育は基本 18 時閉級であり、幼稚園通園の場合は大部分が 18 時閉園、保育園(所)だと 18 時以降は延長保育料が発生する。迎えを待つ子にとっても大きな変更となりうる。

(回答6)

本年 5 月に機構と部局長との意見交換会で部局長への説明を行った。その後、6 月 20 日開催の教学委員会で各学部教員からの意見聴取と対応策の検討依頼を行い、各学部からの意見及び懸念事項の抽出を行った。その後、8 月から 10 月にかけて実施した学長・理事と部局長との懇談会で、育児等に影響懸念の申し出あった学部に対して、影響がある教員については、担当授業時間の変更等で配慮いただくよう要請を行っているところである。

(質問7)

以上の他、学生・事務職員・教員への影響について十分検討し上での変更案であるのか。

(回答7)

教員への影響については、本質問 6 のとおり調査を行い、検討を行った。事務職員への影響について

は、労働時間に変更はないため影響なしと判断した。学生に対しては、在籍者全員に対してアンケートを行った。対象者は10,320人。このうち回答者は1,751人(約17%)であった。回答のうち、授業時間変更について「支障なし」と回答した者が1,521人(約87%)、「支障あり」と回答した者が230人(約13%)であった。また、「支障あり」の場合、その内容をコメントで記載するようにしたが、アルバイトの開始時間への懸念。サークル活動時間への懸念。公共交通機関の接続への懸念が多くを占めた。これらの意見について精査を行った。